

改正

令和2年3月27日告示第100号  
令和3年3月29日告示第79号  
令和4年3月25日告示第98号  
令和5年3月31日告示第96号  
令和5年3月31日告示第102号  
令和6年3月29日告示第86号

橿原市移住支援金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、奈良県地方創生総合戦略及び橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、橿原市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業において、東京圏から橿原市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合等に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領の制定について（令和元年7月26日雇政第177号奈良県産業・雇用振興部雇用政策課長通知、産総セ第186号奈良県産業振興総合センター所長通知）の別添奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び橿原市補助金等交付規則（平成15年橿原市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 東京都の特別区のことをいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 単身 申請者が単独で移住したことをいう。
- (5) マッチングサイト 奈良県が運営する移住支援金対象求人を掲載する媒体をいう。
- (6) 起業支援金 奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金をいう。
- (7) 奈良県移住支援事業 奈良県が県実施要領に従い実施する移住支援事業をいう。

(交付金額)

**第3条** 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。ただし、次条第2号の要件を満たす者のうち、18歳未満の世帯員と共に移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(支援対象者)

**第4条** 移住支援金の対象となる者は、第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、世帯の申請をする者は、これらに加えて第6号の要件を満たさなければならない。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 橿原市に転入する直前の10年間で通算5年以上、かつ、その通算期間のうち転入する直前に連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと。

(イ) 橿原市に転入する直前の10年間で通算5年以上、かつ、その通算期間のうち転入する直前に連続して1年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区内に通勤（通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）していたこと。ただ

し、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した者については、通学期間も移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、橿原市に転入後1年以内であること。

(イ) 橿原市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(イ) 日本国籍又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 市税（申請日において、橿原市又は移住元の市区町村が賦課する市区町村税をいう。以下同じ。）を納める義務がある申請者の場合は、市税を滞納していないこと。

(エ) その他奈良県又は橿原市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ マッチングサイトに掲載している求人による就業であること。

ウ 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 専門人材に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又は前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けてから1年以内の申請であること。

(6) 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者及び申請者と共に移住した世帯員（以下「移住世帯員」という。）が、移住元において同一世帯に属していたこと。

- イ 申請者及び移住世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。
- ウ 申請者及び移住世帯員が、申請時において橿原市に転入後1年以内であること。
- エ 申請者及び移住世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- オ 申請者及び移住世帯員のうち市税を納める義務のあるものについては、市税を滞納していないこと。

(移住支援金の交付申請)

**第5条** 申請者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 橿原市移住支援金交付申請書(様式第1号)
  - (2) 同意書(様式第2号)
  - (3) 身分証明書(個人番号カード、運転免許証等)の写し
  - (4) 住民票の写し
  - (5) 直近5年以上の在住地を確認できる住民票除票の写し又は戸籍の附票の写し(世帯の申請をする場合は、住民票除票の写しに限る。)
  - (6) 申請者の市税の滞納がないことを証明する書類
  - (7) 別表左欄に掲げる区分に応じて、同表右欄に掲げる書類
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 世帯の申請をする場合は、前項の書類に加えて、移住世帯員全員の次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 同意書(様式第2号)
  - (2) 世帯主の記載がある住民票の写し
  - (3) 直近5年以上の在住地を確認できる世帯主の記載がある住民票除票の写し
  - (4) 移住世帯員のうち市税を納める義務のあるものについての滞納がないことを証明する書類
- (移住支援金の交付決定)

**第6条** 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、橿原市移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は、橿原市移住支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに通知するものとする。

(移住支援金の請求及び交付)

**第7条** 交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、移住支援金の交付を受けようとするときは、速やかに橿原市移住支援金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求額を交付するものとする。
- (交付決定通知書の再交付)

**第8条** 交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、橿原市移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第6号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

**第9条** 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、橿原市移住支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第7号)により、速やかに交付決定者に交付するものとする。

(報告及び立入り検査)

**第10条** 奈良県及び橿原市は、必要があると認めるときは、奈良県移住支援事業に関する報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行うことができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (交付決定の取消し)

**第11条** 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該交付決定の全部又

は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして櫃原市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全部の取消し

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に櫃原市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に第4条第2号又は第3号に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 一部の取消し

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に櫃原市から転出した場合

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、櫃原市移住支援金交付決定取消通知書（様式第8号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

（移住支援金の返還）

**第12条** 市長は、前条の規定による取消しをしたときは、当該取消しに係る部分に関し期限を定めて、櫃原市移住支援金返還命令書（様式第9号）により全部の取消しの場合は移住支援金の全額、一部の取消しの場合は移住支援金の半額の返還を命ずるものとする。

（雑則）

**第13条** この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

**附 則**

1 この要綱は、告示の日から実施する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則**（令和2年3月27日告示第100号）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

**附 則**（令和3年3月29日告示第79号）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

**附 則**（令和4年3月25日告示第98号）

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前の櫃原市移住支援金交付要綱の規定により作成されている様式用の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（令和5年3月31日告示第96号）

1 この要綱は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から実施する。

2 この要綱の実施の際、第1条、第2条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定による改正前の各要綱の規定により作成されている様式用の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（令和5年3月31日告示第102号）

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前の櫃原市移住支援金交付要綱の規定により作成されている様式用の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（令和6年3月29日告示第86号）

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

2 この要綱による改正後の櫃原市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に櫃原市に転入した者について適用し、同日前に櫃原市に転入した者については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際、現に改正前の櫃原市移住支援金交付要綱の規定により作成されている様式用の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**別表（第5条関係）**

就業、専門人材又はテレワークの場合	就業証明書【移住先】（様式第10号）
-------------------	--------------------

起業の場合	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区に雇用保険の被保険者として通勤していた場合	就業証明書【移住元】（様式第11号）
東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区に法人経営者又は個人事業主として通勤していた場合	開業届出済証明書及び個人事業等の所得税納税証明書（移住元での在勤地、在勤期間を確認できるもの）
東京圏から東京23区内への大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した場合	就業証明書【移住元】（様式第11号）、卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できるもの）